

ご注意:機械読み取り式でないトルコ共和国旅券で日本への入国を予定されている方へ

2011年4月1日から、機械読取式でないトルコ共和国旅券(旧型旅券=非MRP)所有者に対する査証取得勧奨措置を導入することとなりました。トルコ国籍の非MRP所有者が訪日する場合には、事前に査証を取得するよう勧奨します。この措置は一般非MRP 所有者に対して適用されます。

トルコの旧型旅券(非MRP)を所持する者が日本へ入国する際は、3か月以内の短期滞在目的であっても査証の取得を強くお勧めします。トルコ国籍の旧型旅券(非MRP)所有者が査証を取得せずに入国する場合、日本入国時に厳格な入国審査が行われ、結果として入国できないおそれがありますのであらかじめご了承ください。

また、航空会社によっては、旧型旅券(非MRP)を所持する者で日本の査証の発給を受けていない方について日本行き航空機への搭乗を拒否するおそれもあります。

2010年6月以降に発給された機械読み取り式トルコ共和国旅券(新型旅券)所有者は、3か月以内の短期滞在目的であれば引き続き査証は免除されます(ただし、上陸の許可が保証されるものではありません。)。ただし、滞在期間が3か月以下の場合でも、報酬を得る目的等で入国を希望する方は査証が必要となりますのでご注意ください。